

るけれども、法律の規定によりまして積み立て金は分割納付が許されておるものでございますから、炭鉱の事情によりまして分割納付の願い出を関係のお役所へ出された向きがありまして、許可になつておりますのが相当多いために、今後これから収入いたすべきものが相当あるわけあります。さような状態でございます。

それから一方、業務の他の大きな面でござります貸し出し業務でございますが、これはせつかくかような法人が設立され、特にその使命を負わされました趣旨にかんがみまして、昨年十二月までに大部分の調査を完了いたしまして、十二月中に約五億円近い金額を貸し出しいたしたのであります。その後さらに年が明け本年に入りましてからも、なお適格なものには貸し出しをいたしまして、ただいまのところ貸し出しの合計額はおおむね五億八千万円ほどに相なっております。また、現につきましては、逐次審査いたしております。適合いたすものには今後も貸し出す予定に考えておるわけであります。

業務の概略を申し上げたのであります。なお貸し出し申しことに、お役所の御承認をいたしましたところの業務方法に従いまして、最長二ヵ年の据え置き以内、全償還期間五年以内という条件のもとに貸し出しいたしております。

なお、貸し出しの金額の回収の確実

すので、それぞれ担保物件の審査をいたしまして、われわれは鉱業財團に抵当権を設定いたします、あるいは土地その他の物件につきまして抵当権を設定いたすという担保措置をとつておるわけでございます。

なお、次に、三十九年度の業務の概要を申し上げます。これが実は政

府の御出資をさらに増大していくべきということを、特に関係方面にお願いいたしております。当面の段階におきましては、二億円の政府出資の御追加をお願いいたしたい、かように存じておつたのでありますけれども、関係方面的御努力も願つたのであります。たが、ただいま国会において御審議に

相なつておりますところの三十九年度の予算におきましては、政府出資一億円をさらに追加するという御案が出ております。しかしながら、この追加一億円をさらにおこなうとして、昨年の政府の御審議を願つておることと想うのであります。

基金につきましては業務の概要是以

て省略させていただきまして、しか

りとは考えておりません。さらにもつ

と多く御出資を願いたいと存しております。次第であります。が、今後の御支援と

御審議によりまして、この念願がすみやかに達成せんことを念願してやまない次第であります。政府御出資の増額を願うゆえんのものは、もとより需要があるからであります。政府の御支

援をお願いいたしたいと思っております。なお明三十九年度は、いま申し上げた政府出資の追加一億円と、そのほか積み立て金も入ってまいりますが、な

すので、それを担保物件の審査をいたしまして、われわれは鉱業財團に抵当権を設定いたします、あるいは土地その他の物件につきまして抵当権を設定いたすという担保措置をとつておるわけでございます。

おさらには政府、国会方面の御配慮によ

りまして、五億円の大蔵省の融資のワクをおきめいたすことになつておりますので、それこれ合わせまするとお

は毛頭ないのであります。最近の鉱害復旧事業量の増大、その必要性から

しもこれをもつて余れりといたすこと

は毛頭ないのであります。最近の鉱害復旧事業量の増大、その必要性から

しもこれをもつて余れりといたすこと

は毛頭ないのであります。最近の鉱害復旧事業量の増大、その必要性から

しもこれをもつて余れりといたこと

は毛頭ないのであります。最近の鉱害復旧事業量の増大、その必要性から

しもこれをもつて余れりといたこと

は毛頭なのであります。最近の鉱害復旧事業量の増大、その必要性から

しもこれをもつて余れりといたこと

は毛頭なのであります。最近の鉱害復旧事業量の増大、その必要性から

しもこれをもつて余れりといたこと

は、発足いたしてようやく十ヶ月ほど

経過したのでありますので、今後の実績も上がりまして、法律御制定の御

趣旨、また、になわされた使命の達成に一段の努力をいたす考えであります

ことで、これらの点をあと申し上げます。なお鉱害賠償基金につきましては、発足いたしてようやく十ヶ月ほど

経過したのでありますので、今後の実績も上がりまして、法律御制定の御

趣旨、また、になわされた使命の達成に一段の努力をいたす考えであります

ことで、これらの点をあと申し上げます。なお鉱害賠償基金につきましては、発足いたしてようやく十ヶ月ほど

経過したのでありますので、今後の実績も上がりまして、法律御制定の御

趣旨、また、になわされた使命の達成に一段の努力をいたす考えであります

ことで、これらの点をあと申し上げます。なお鉱害賠償基金につきましては、発足いたしてようやく十ヶ月ほど

経過したのでありますので、今後の実績も上がりまして、法律御制定の御

趣旨、また、になわされた使命の達成に一段の努力をいたす考えであります

ことで、これらの点をあと申し上げます。なお鉱害賠償基金につきましては、発足いたしてようやく十ヶ月ほど

経過したのでありますので、今後の実績も上がりまして、法律御制定の御

こととなつてはおるわけであります。

これはこれでよろしくございます。これが根本の理由になつてゐるわけ

であります。それは当然認めておるこ

とでありますからして、鉱害賠償基金

が、何にいたせ、工事資金が必要となることが根本の理由になつてゐるわけ

であります。それは当然認めておるこ

とでありますからして、鉱害賠償基金

が、何にいたせ、工事資金が必要となる

ことが根本の理由になつてゐるわけ

であります。それは当然認めておるこ

とでありますからして、鉱害賠償基金

が、何にいたせ、工事資金が必要となる

ことが根本の理由になつてゐるわけ

であります。それは当然認めておるこ

となりまして、両者を合わせますとおおむね五百億円をこすかと思われる数字が出るのであります。もとよりその間に毎年政府の、また地方自治団体その他の御補助、また炭鉱の納付金によりまして、鉱害復旧は推進してまいりておることは御承知のとおりであります。二十七年に九州と中國字部に鉱害復旧事業団ができ、その後岐阜、愛知を地域といたしました東海鉱害復旧事業団ができ、また兩三年前に茨城、福島県を主たる地区といたしますところの常磐鉱害復旧事業団、この四事業団ができたことは御承知かと思ひますけれども、その中で九州は、何と申しましても從来の長い石炭の採掘の歴史からいたしまして、全鉱害量の九割と申し上げてよろしいと思ひます。端数は省略いたしますけれども、これは福島県下の鉱害でございます。かような状況でございまして、努力はずいぶんいたしてまいり、復旧いたしてまいりましたもの、九州だけの事業団につきましても、九州の方も多數おいでかと思いますけれども、これが特別の法律があつたのであります。またそのほかに、御承知の方も多數おいでかと思いますけれども、ただいま行なわれておる鉱害復旧の法律のほかに、戦前に特別鉱害復旧という制度がございまして、戦時中のいわば強行採炭による鉱害、これにつきましては特別の法律があつたのであります。これでもやはり百億をこす復旧事業を完了いたして法律が廃止になつたわけありますけれども、合わせましたならば、すでにやはり少なく

とも二百数十億の復旧はいたしてまつておるわけあります。それにもかかわらず、なつかつ、前段申し上げたとおり、まだ膨大な鉱害未復旧量、残存量があるということが、大きな国土资源あるいは民生安定というような見地からいたしまして、大きな問題を見地からいたしまして、大きな問題を残しておるわけであります。

なお、いささかてまえみそで恐縮であります。これは感謝のことばでありますけれども、申し上げるものであります。九州の事業団につきましては、たたどの程度の伸び方をしておるかと申しますけれども、発足いたしましたところの二十七年におきましての年間の事業量は八千七百八十万円ほどであったのでございますが、昭和三十八年度におきましては、事業量が二十二億円をこしておきますからして、二十五倍に相なつたわけあります。三十九年度の政府の補助金の予算等から推算いたしますると、九州の事業団といつておるのは、二十六億円をこす事業をこなつたわけありますからして、三〇〇をこすわけでありますからして、三十倍に相なつたわけあります。三十九年度の政府の補助金の予算等から推算いたしますると、九州の事業団といつておるのは、二十六億円をこす事業をこなつたわけありますからして、三〇〇をこすわけでありますからして、三十倍に相なつたわけあります。三十九年度の政府の補助金の予算等から推算いたしますると、九州の事業団といつておるのは、二十六億円をこす事業をこなつたわけありますからして、三〇〇をこすわけでありますからして、三十倍に相なつたわけあります。

また、これまでの事業をやらしていくだけにつきましては、政府その他の方面の御理解によりまして、立てかえ工事と申したほうが一番わかりがいいかと思うのですが、事業団が政府からお金を持ちましてまいりましてお返しいたすことをいたしております。そのかわりに政府からは、三月月下旬にお返しいたしまして、翌四月のなるべく早目にお願いいたしました。なぜそうしなくちやならぬか、急がなくちやならぬかと申しますと、政府からお借りいたします金は六分五厘六分五厘では貸しててくれませんので、市中銀行ではあります。貸し付けと申しますのは、工事費を立てかえて工事を進めてまいります。貸し付け先の炭鉱からいうことであります。許された方法に炭鉱が一時に納付金が納めがたい事情にあるものにつきまして、その適格さを審査いたしまして、貸し付けいたしました。なぜそうしなくちやならぬか、急がなくちやならぬかと申しますと、政府からお借りいたします金は六分五厘六分五厘では貸しててくれませんので、市中銀行ではあります。貸し付け先の炭鉱からいうことであります。それはこういうことでござります。

この鉱害関係の法律が御承知のところ、二十七年にできましてから、おおむね十年経過いたしておるわけであります。これがこの間におきまして、私の記憶によりますと、七回か八回この法律は部分改正をしていただきております。一つの法律が十カ年間に七回、八年ごとに手入れをしていただいている法律といふものは、あまりほかに例はないといふことがあります。この点は、国会及び政府がこの鉱害復旧ということに対し

ま現在の鉱害と重なつておるのに、判明しておる採掘影響線のみを復旧しても、完全な効用回復を期待することはむずかしいし、それかと申しまして、不明のものまで現鉱業権者に負担させるのはいかがかと思うのであります。石炭鉱害に対しましては、この際全部国が責任を持つて復旧に当たる方針を打ち立てていただきたいと思います。国土の保全、民生の安定をはからねばならないいまの事態に合う施策を行なうためには、現行鉱業法に拘束されない方策、前にも述べました鉱業権者に肩がわりして國が鉱害賠償、復旧する方針をまず決定し、鉱害賠償責任、義務の追及は、鉱害賠償積み立て金あるいは石炭合理化臨時措置法による保留金の現金賠償を必要とするものを差し引いた残額から徴収する等、別途に考えていただくようになります。そして、基本的には國が賠償、復旧に対し責任を負うようにしていただきたいと思うのであります。

第二点は、石炭鉱業合理化臨時措置法による閉山炭鉱の鉱害処理についてであります。

政府がとられておる石炭鉱業合理化政策は予想以上の進展を示しておりまして、三十九年度ではば目的に近づくであろうという感じがするのであります。ですが、それだけに閉山炭鉱が続出し、加えて石炭鉱業合理化臨時措置法の前年の改正もあって、複雑な鉱害問題を惹起しております、現地における混乱は避け得ない情勢であり、社会不安はますますその度を加えております。鉱山が稼働しておる間は、徐々に復旧を進めることによって、鉱害被害者も鉱山が誠意を示して復旧を実施することを期

待することによりまして、石炭業者が去っていくということになりますと、石炭業者が去つて、全面的に鉱害賠償の完全履行を要求するのは当然の成り行きだと思われます。言いかえますと、石炭合理化による閉山は、鉱害賠償、復旧を行つて鉱害の処理を進める必要があると思います。

法によりまして閉山の告示が行なわれますと、定められた期間内に鉱害の申告をし、事業を廃止した鉱業権者は、原則として鉱害被害者の同意を得た弁済計画を立てねばならぬことになっておりますが、鉱害賠償の全部が一時に要求されるのと、繁雑な賠償交渉に同意が必要なため、弁済計画の樹立が非常におくれており、閉山告示後一年以上も経過しながらまだ弁済計画が樹立されない鉱山もあります。特に累積した鉱害をかかえている炭鉱、鉱業権譲渡後の閉山炭鉱、租鉱権者の閉山等、鉱業権者で解決をせねばならない諸問題があると思いますが、弁済計画の樹立がおくれると鉱害賠償が遅延することになり、必然的に復旧がおくれてまいりまして、被害者の打撃は大きくなるばかりでありますので、考えてみる必要があると思うのであります。

石炭鉱業合理化臨時措置法による整理促進交付金については保護規定が定められておりますが、鉱害被害者がから見て不審に感ずる面もあるのであります。と申しますのは、閉山前に鉱区が分割される場合があるのであります。もちろん、分割は正当の手続によつて

なされていると思うのであります。一方の廃止事業区は、鉱害が少ないため、鉱害賠償支当金、つまり保留金に余裕を生じ、今後もは廃止事業者が取得することになりますが、このあります。他の分割された鉱害区は、鉱害量が保留金より上回り、あるいは極端に保留金が不足して、弁護士に計画樹立に行き悩んで被害者に迷惑をかけている実情があるが、閉山手続として考を要するものと考える次第であります。

次に社会不安をかもしている問題には、閉山はしたが、保留金では鉱害賠償が不足し、支払い能力がないため、鉱害賠償について無権者、無資力の取り扱いをせねば被害者が救われない問題の処理であります。現在無権者、無資力の鉱害復旧は国と県の負担によって行なわれておりますが、閉山が進むにつれまして量は増すばかりであります。私どもは無資力鉱害量を約五十億円と推定しておりますが、閉山が進めばなお多くなると考えております。昭和三十九年度の無資力、無権者鉱害復旧は、九州鉱害復旧事業團では約六億円を予定しておりますにすぎません。これは政府の予算割り当てからはじき出されていると思うのですが、もう不幸にして三十九年度予算額程度で復旧が今後続けられたならば、相当の年次を要することと思います。無資力鉱害になつた後は、早急に復旧されるとが一番望ましいことであります。復旧がおくれて鉱害保留金を食いつぶすたあと、農民は復旧されないままの減収田、水没田をかかえ、生活保護世帯に落ち行くよりはかいたしかたがないと思うのであります。第一点で述べま

した国が復旧の責任を持つことが、すぐに困難であるならば、せめてこ際、閉山炭鉱の鉱害処理に対しても、弁済計画の樹立を待つことなく、國により鉱害復旧を行ない、あとで弁計画が立ったならば、臨鉱法による復旧に要する納付金を納入する方法とつてもらいたいものであります。つまり、いまの臨鉱法による復旧は納金を前取りしているのであります。復旧を先にして、あとで納付金を弁計画樹立後の保留金で納入させる方にしてもらいたいと思うのであります。保留金が不足する場合もあるとうでのございますが、こんな場合、部分は無資力鉱害に落ちると考えるで、無資力復旧に切りかえるといううにすれば、被害の処理はいまより切当早くなると確信するものであります。

次に、産炭地の農政問題として次のことを考えていただきたいと思ひます。

賠償基金の設立によりまして、将来の鉱害は見通しをつけることが可能であると思いますが、いままでに累積した鉱害が解決されるとは思えません。農民は現在の鉱害を復旧していくなければ、生活ができないのです。特に農地は大きな被害量を占めているため、炭田地帯の農業基盤は破壊され、農業構造改善事業に取り組むにいたしましても、農地が復旧されなければ機的經營が困難であり、せっかくの政府の農業施策についていけない悩みがあります。閉山炭鉱中には、戦前より鉱害賠償をより少なくするため、かなりの社有農地を持っており、福岡県下では約三百町歩と私は推定しておりま

す。終戦後の農地解放にも、石炭採掘による不安定、または事業予定期などによって社有農地として残つておらず、閉山すればその必要もなくなることと思ひますが、社有農地であります。閉山すればその対象にして完全な農地にし、炭鉱職員で帰農する人たちに与えたり、あるいは鉱害による耕作反別の減少者に与えることができれば、農業基盤確立の一助になると考えます。疲弊した産炭地農業のところの一部として、農政上からも考慮していただきたいと存ずるのであります。この場合、もちろん農民は農地としての適正価格を支払うことを前提として申し上げておるということをつけ加えさせさせていただきます。

第三点に、復旧工事について簡潔に申し上げます。

今日の農地の鉱害復旧を見ると、鉱山ごとに単独に復旧計画標高が定められて、他の鉱山の復旧計画との連絡が不十分のため、用排水の水利系統が混乱を来たし、農地が十分に活用できない場合や、家屋、公共施設と農地の復旧標高に関連がないためさらに手直しを必要とするものもあるので、同一水系の計画標高となるべき基本標高をあらかじめ設定し、総合的な復旧基礎調査をなす等の事前措置をする必要がありますので、この措置を国で実施していくにあたるならば有効な鉱害復旧ができると信ずるので、考慮していただきたいと思います。また、復旧工事を行なう必要がある場合、現行の関係法では救済の方法がないように

ば、とにかく理屈はもう言い尽くしております、先生たちもよく知つておりますから言いませんが、とにかく制度化してください、政府の責任によつて鉱害の復旧のできるように。もう一度申し上げておきますが、鉱害賠償はいかなる理由があつても、国の責任ですべてこれをやつしてください。政府の責任です。

最後に一つ申し上げておきますが、私は七年間、家屋関係で農地のように迷惑料をひとつ担保を出してくれぬか。どうしても担保できません。いろいろの政府にお願いしましたができなかつたが、今月、三月六日に通産省の

私はこのくらいで一応やめることにしまして、いろいろまだ申し上げたいのでございますけれども、あとから、お尋ねになつたら申し上げることにいたします。(拍手)

○中村委員長 梅崎事一君。

○梅崎参考人 私は、佐賀県小城郡小城町鉱害組合長の梅崎事一でござります。本日は、委員の皆さま、関係者の皆さまには、国政審議のお忙しいとこ

ろに、私ども被害者の意見をお聞きいたさますことを光榮に存じます。こに被害者を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

小城炭鉱は、多久市、小城郡小城市町、小城郡三日月村の三カ市町村にわたり、被害農地三百四十三町歩ございまして、約十億円、被害家屋五百九十八戸、約五億円にのぼっております。したがいまして、閉山に際しましては、減収補償等の現金賠償は一億七千五百万円必要でありましたが、交付金の関係上、一億三千二百万円の打ち切り補償を受けた次第でございます。

以上のような鉱害補償の実情と、炭鉱經營当時十数年にわたる会社側との鉱害交渉の経験を考えますと、被害者にとりまして一番大事なことは、私ども農家は先祖伝来農地を耕して生活しておる農民でござりますから、炭鉱の經營状況とは全く別に、鉱害に対する完全な賠償をしてもらうことです。そ

のためには、炭鉱に鉱害賠償に見合う積み立て金を強制的に実行させ、鉱害が発生した場合は、国、県、市町村等で直ちに鉱害を認定し、復旧に着手す

ることができます。このようない意味で、提案されておりました法律案は、一步前進

しまして、いろいろまだ申し上げたいのでございますけれども、あとから、お尋ねになつたら申し上げることにいたします。(拍手)

○中村委員長 梅崎事一君。

○梅崎参考人 私は、佐賀県小城郡小

城市町鉱害組合長の梅崎事一でござります。本日は、委員の皆さま、関係者の皆さまには、国政審議のお忙しいとこ

りますから、第一に、減収補償は四十二年度分までしかいただいておりませんので、四十二年度までに必ず鉱害復旧もお願ひいたしたいと思います。

第二は、年間を通じて事業をやっていただきたいと思います。ただくことが、事業の進捗上必要と考えますが、そのためには、表作の休耕補償をゼビ出していくたまごとをお願いいたします。なお、被害農地の平均反収は三石二斗でございます。

第三に、地元負担金は出す必要がないと聞き及んでおりますが、地元被害者や産炭地市町村にはその力と理由が全くございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

第四は、事業を早く進行させるためには、機械化公園に事業をやつていたらことに被災者も了承いたしておりましたが、大事な農地のことであり、事業を急いでために農作物の収穫が落ちることのないよう、入念慎重にやっていただこうお願いいたします。

第五に、当地方は農業構造改善事業を実施し、また計画している地区でもあります。このうち、昭和二十五年江北町は、いわゆる佐賀平野の穀倉地帯であります。鉱害は、昭和十五年杵島鉱業第五坑開ざく以来発生したものであります。現在までの被害は、耕地千三百町歩のうち、脱水陥没地帯である農業構造改善事業のものを加えますと六百七十町歩、家屋一千五百戸のうち約六百九十戸、ため池二十三カ所、その他中学校、道路、水路等、ばく大な被害を受けおりますが、このうち、昭和二十五年以来特鉱並びに臨鉱その他で復旧または工事中のものは、耕地において約九十七町歩、ため池におきまして八カ所、家屋は、打ち切り補償分まで含めて三百四十戸、中学校は下移転改築工事中でございます。今後復旧を要するものは、農地二百二十町歩、ため池十五カ所、家屋三百五十戸、その他道路、水路等多数に及んでおり、復旧進度は三〇%にも足らない状態でございま

す。鉱害復旧並びに賠償関係につきましては、数年前よりこれが促進方を希望して復旧は遅々として進んでいた

くお取り計らいくださるようお願ひいたします。(拍手)

○中村委員長 百崎晴雄君。

○百崎参考人 本日は、衆議院の石炭対策特別委員会の皆さまには、国政審議の多忙のおり、私ども鉱害被害者の意見をお聞きいたしますことを心から厚く御礼申し上げます。めったに得

られない機会でござりますので、被害者の窮状を若干述べさせていただきま

す。

私は、佐賀県杵島炭鉱関係の杵島郡

江北町鉱害被害者組合副組合長の百崎晴雄でございます。

江北町は、いわゆる佐賀平野の穀倉地帯であります。鉱害は、昭和十五年杵島鉱業第五坑開ざく以来発生したものであります。現在までの被害

は、耕地千三百町歩のうち、脱水陥没地帯である農業構造改善事業のものを加えますと六百七十町歩、家屋一千五百戸のうち約六百九十戸、ため池二十三カ所、その他中学校、道路、水路等、ばく大な被害を受けおりますが、このうち、昭和二十五年以来特鉱並びに臨鉱その他で復旧または工事中のものは、耕地において約九十七町歩、ため池におきまして八カ所、家屋は、打ち切り補償分まで含めて三百四十戸、中学校は下移転改築工事中でございます。今後復旧を要するものは、農地二百二十町歩、ため池十五カ所、家屋三百五十戸、その他道路、水路等多数に及んでおり、復旧進度は三〇%にも足らない状態でございま

す。鉱害復旧並びに賠償関係につきましては、数年前よりこれが促進方を希望して復旧は遅々として進んでいた

い状態でござります。

私たち農民は、先祖伝來の土地を守り、からうじて糊口をしのいできたわ

けでございますが、現在は、収穫寸前に冠水して稻は腐れ、家は傾き、四季

ございまして、老父母は嘆息しており、青年は希望をなくし、よそに出ていき

ます。家業を継ぐにしましても、嫁にきてくれる人さえない状態でございま

す。

なお、この機会に諸先生や通産省関係御当局の方々にお願いしたいことがございます。

杵島炭鉱は、昨年から、國鉄長崎本線肥前山口駅周辺の人家の密集地帯から線路を越えて、反対四石四斗の収穫を得られる穀倉地帯に掘進を計画しましたので、地元約六百戸は、佐留志地区採掘反対協議会をつくって、採掘反対運動を続けてまいりましたが、昨年末福岡通産局から施業案が認可されました。私どもはやむを得ずただいま条件交渉を重ねておりますが、いまだ了解点に達しておりません。

私たちの要求しておる主要な点は、次のとおりであります。

第一、家屋密集地帯及び唯一の用水源たるため池の直下並びに周辺の採掘をやめていただきたい。

第二に、この地帯は、有明海面と農地の地盤標高との差がわずか一メートル程度でございます。かつ有明海の干満の差がひどく、現状では特殊な樋門によりまして干潮時だけ排水しているわけでございますから、まあ一日のうちほぼ半日くらいしか排水能力がないのでござります。今回の採掘による陥没は、少なくとも一メートル五十五センチの地盤沈下が予想されますので、排水設施や減収補償、さらに鉱害の復旧について万全の措置を講じていただきたいと思います。

第三には、井戸水の枯渇によりまして、飲料水及びかんがい用水の不足は免れません。その他、蔬菜、果樹、畜産及び農産加工なども大なる支障があるものと思われます。この点も万全の措置をしていただきたいものであります。

なお、今まで申し述べましたことは、杵島炭鉱も善処する旨申しておられます。が、判然とはしておりません。

産業に協力はしなくてはなりません。基幹産業でありますところの石炭は、地上被害に対する臨時鉱害復旧措置法が非常に被害者の立場から見ましても矛盾点が多いと、先ほど福岡県の方からも言われたとおり、國のほうから保護をしていかだなくては、地上権者であるところのわれわれはほんとうに窮状に押し込まれるのであります。

百姓というものは、他産業へ転換をして食う能力は非常に少ないのであります。先祖から譲られたその農地だけにたよって食っているのでございます。

これを剝奪されたならば、ほんとうに百姓は死ねということございます。

私はこういう気持ちからてまえがってことばかり申し上げまして、非常に御無礼でございましたけれども、そういう点をお含みの上、適切な立法改正の措置をお願いしたいと思います。

以上でございます。(拍手)

○中村委員長 佐藤京三君。

○佐藤参考人 ただいま御紹介いただきました石炭鉱業合理化事業団の佐藤

きました石炭鉱業合理化事業団の佐藤でございます。本委員会に意見を申し述べます機会を得ましたことは、まさに光榮に存じております。

鉱害を抹消することによって炭鉱整理促進交付金を交付することに石炭鉱業合理化臨時措置法が改正されました昭和三十七年から、本年二月末まで交付決定通知をした炭鉱は、百四十九万円となっております。その年間生産数量は、六百四十六万二千トンとなっておりります。この鉱害量は、当団の概算額でございますが、五十八億一千六百万

円になっております。このうち、字部地方、九州地方で五十七億三千円、ほとんどが九州、宇部、特に九州地方にこの鉱害問題が集中しておるという状況でございます。したがいまして、宇部、九州地方を中心にして御説明申し上げます。

大手炭鉱が十一炭鉱スクラップいたしまして、この鉱害概算額が十八億三千二百万円になっております。中小炭鉱は九十八炭鉱で、三十八億九千七百円という概算額であります。この中百五十万円と申します。この中、小炭鉱のうち、他にも炭鉱を経営しているものが十五炭鉱ございます。この十五炭鉱のうち、スクラップ炭鉱の鉱害量が八億二千万円、この十五炭鉱と、ただいま申しました大手十一炭鉱の鉱害総量が二十六億五千二百万円ほどになるわけでございます。

この鉱害処理のために、債務整理事務所等を設けておりますので、これら債務の負担と鉱害債務は、該企業のビルトド鉱あるいは維持群炭鉱の負担において処理することになると思います。

現在このビルトド鉱あるいは維持群炭鉱の借り入れ金残額は千数百億に達しておると思うのでございます。大体この鉱害量はそれらの二、三%程度であろうと思いますけれども、現在のコストを維持していくということになりますれば、さらに企業努力が必要であると

いうことでございます。

次に、「一社一山のスクラップ炭鉱は八十三炭鉱、その鉱害量は三十億七千七百万円となっております。このうち、無資力あるいは一部無資力と推定されるものが十三炭鉱で、十九億三百万円となっております。無資力炭鉱の鉱害復旧は、事の性格上、早急に復旧

されることは望ましいことは当然であります。が、無資力炭鉱の分が早急に復旧される結果は、相対的に有資力炭鉱の復旧がおくれるという事態も考えられますので、このためにビルトド鉱あるいは維持群炭鉱の負担増をさらに来たすといふことも考え方です。このことのないような措置が望ましいといふに私は思っております。

第三点といいたしまして、有資力炭鉱の賠償は、当事者の交渉によって決定されるので、おのずから常識的なことで結構なことを見ることと思いますが、無資力炭鉱については、交付金から配当する賠償の充当額が鉱害引き当てのための留保額の多寡によって決定されるということで、無資力炭鉱であっても非常に被災者が不公平を生ずるということがあります。これについても何らかの対策を必要としないかどうかという研究が残っているのじやないかというふうに思います。

以上、要約して三点申し上げましたが、ただいま御説明いたしました鉱害量は、炭鉱申し出のものを当団の立場で検討した結果の数字であります。

御承知のよう、九州地方の石炭採掘は、明治年代から続いております。しかも鉱業権者はそれぞれ交代交代遷激しく、現実に個々の鉱害を処理することになった現在においては、これが最後の賠償であるということになりますと、いろいろなトラブルも生じてしまふ

ところです。また、予定どおりの結果がつくと、はちよと思えないといふに私は思いますと、いうことをつけ加えまして、陳述を終わらせていただきます。

○中村委員長 柴田文雄君。

○柴田参考人 私は、福岡県総務部鉱害課長柴田文雄であります。石炭鉱害は、福岡県の鉱害にあたられました。御審議にあたられました。心から敬意を表する次第でございます。

福岡県における鉱害に対しましては、戦時中の乱掘から発生しましてわざわざ特別鉱害につきましては、特別鉱害復旧臨時措置法によりまして、昭和二十一年度から昭和三十二年度までに、全国の復旧額約百五億の九〇%に当ります約九十五億円の鉱害を復旧していただいております。その他の一般鉱害につきましては、臨時石炭鉱害復旧法によりまして、昭和二十七年度から昭和三十八年度までに、全国の復旧額約百四十億円の七五・七%に当ります約百六億円の鉱害を復旧していただいておりますが、昭和三十四年までに全国の鉱害事業量調査によります福岡県の鉱害事業量が、既発生鉱害量で二百六億円、将来発生鉱害量二百三十八億円、合計四百四十四億円に及んでおるのでございます。ところが、昭和三十五年から昭和三十八年度までの鉱害義務者によりますところの自己復旧、打ち切り賠償等につきましては詳細に承知いたしませんが、臨時鉱害復旧額は三十五年から三十八年までにしていただきました額は、六十二億円にすぎないということから考

りますが、昭和三十九年度においては、やはり三十八年度と同様、便宜的に二五%の国庫補助金が、総額で一千万円計上されているにすぎません。福岡県下では、昭和三十九年度で十三の市町村が工費一億九千万円で引き継ぎ本道の施設の改善を計画せざるを得ないような状態に追い込まれておるわけでございます。こういう状態でございふので、さしあたり国庫補助金の確保をはかってもらいますとともに、将来はぜひとも高率の国庫補助の制度化を実現していただきたいと思います。

第三に、暫定補償費、かんがい排水施設の維持管理費の問題について申し上げます。

現行法によりますと、無権、無資力農地復旧の場合の暫定補償費、かんがい排水施設の維持管理費につきましては、鉱害復旧事業団の事務経費で措置されているにすぎませんが、復旧工事に要する他の費用と区別すべき理由には、鉱害復旧事業団の答申にもあるとおり、有権、無権、無資力を問わず、これらを国庫補助の対象として鉱害復旧の促進をはかるべきであると思ひます。

第四に、特別鉱害復旧臨時措置法によつて設置いたしましたかんがい排水施設の終閉山後の維持管理について申上げます。

このことにつきましては、昭和三十八年五月の附帯決議で「終閉山後のかんがい排水施設の維持管理については、特別鉱害復旧臨時措置法で設置したかんがい排水施設につきましては、三十九

年度においても当該年度における維持費のみが予算措置され、恒久的な制度としての維持管理基金を設けるまでには至つておりますので、現行法で新たにかんがい排水施設を設けた場合と著しい差異があり、施設の更新及び管理費の負担について将来に不安を残しておりますので、国庫補助による維持管理基金を設定していただきまして維持管理の主体を明確にするとともに、終閉山する鉱山が從前から維持管理の經費を負担しておりますブル資金制度及び鉱害賠償の解決手段として設置しましたかんがい排水施設につきましても、同様の措置を講ぜられるべきだと思います。

第五に、鉱害家屋自体の復旧費と營業補償費の問題について申し上げま

す。

家屋の復旧の場合には、家屋自体の復旧費が補助の対象となつていいことによりまして、地盤を復旧するときは、それに伴い家屋についてもある程度の手入れができるが、その地盤の被害があまりにも大きくて復旧できなといつていう場合には、家屋の移転、改築その他手入れができるないという矛盾がありますので、鉱害家屋自体の復旧も国庫補助の対象とされますとともに、営業補償費についても同様に、国庫補助の対象とされるべきと思うわけですがござります。

○中村委員長 村坂頼君。
(拍手)

どうがよろしくお願ひいたします。

家屋の復旧の場合は、非常にきびしい発言をなさったようですが、臨鉱法とかいまして、生まれました法律が一応年を切りまして年限法になつておるということをございます。おそらくこの時を切られるということは、少なくともこの期間に、それらの法律が一応年を切りまして年限法になつておるということをございます。

第五に、鉱害家屋自体の復旧費と営業補償費の問題について申し上げます。

家屋の復旧の場合には、家屋自体の復旧費が補助の対象となつていいことによりまして、地盤を復旧するときは、それに伴い家屋についてもある程度の手入れができるが、その地盤の被害があまりにも大きくて復旧できなかつて、改築その他手入れができるないといつていう場合には、家屋の移転、改築その他手入れができるないことがあります。そこで、われわれは、非常にきびしい発言をなさったようですが、临鉱法とかいまして、生まれました法律が一応年を切りまして年限法になつておるということをございます。おそらくこの時を切られるということは、少なくともこの期間に、それらの法律が一応年を切りまして年限法になつておるということをございます。

第六に、鉱害家屋自体の復旧費と営業補償費の問題について申し上げます。

家屋の復旧の場合には、家屋自体の復旧費が補助の対象となつていいことによりまして、地盤を復旧するときは、それに伴い家屋についてもある程度の手入れができるが、その地盤の被害があまりにも大きくて復旧できなかつて、改築その他手入れができるないといつていう場合には、家屋の移転、改築その他手入れができるないことがあります。そこで、われわれは、非常にきびしい発言をなさったようですが、临鉱法とかいまして、生まれました法律が一応年を切りまして年限法になつておるということをございます。

第六に、鉱害家屋自体の復旧費と営業補償費の問題について申し上げます。

家屋の復旧の場合には、家屋自体の復旧費が補助の対象となつていいことによりまして、地盤を復旧するときは、それに伴い家屋についてもある程度の手入れができるが、その地盤の被害があまりにも大きくて復旧できなかつて、改築その他手入れができるないといつていう場合には、家屋の移転、改築その他手入れができるないことがあります。そこで、われわれは、非常にきびしい発言をなさったようですが、临鉱法とかいまして、生まれました法律が一応年を切りまして年限法になつておるということをございます。

第六に、鉱害家屋自体の復旧費と営業補償費の問題について申し上げます。

家屋の復旧の場合には、家屋自体の復旧費が補助の対象となつていいことによりまして、地盤を復旧するときは、それに伴い家屋についてもある程度の手入れができるが、その地盤の被害があまりにも大きくて復旧できなかつて、改築その他手入れができるないといつていう場合には、家屋の移転、改築その他手入れができるないことがあります。そこで、われわれは、非常にきびしい発言をなさったようですが、临鉱法とかいまして、生まれました法律が一応年を切りまして年限法になつておるということをございます。

月前になりましたから、急に A という鉱区を——ABC と三つに分けることも可能だし、二つに分けることも可能です。そうしてできるだけ鉱害の多いところ、それから住宅の密集しているところを分割して、他の、滝井義高なら滝井義高という別の鉱業権者にやってしまうわけです。そうしてあと売りに出して、あなたのほうから交付金をもらう。今井さんが石炭局長の時代には、こういう形のものはやらないように指導します、こういう方針たったわけです。ところが最近新しく、第二会社方式というのが非常にはやってき始めたわけです。そうすると、今度は第二会社というのが残るわけですから、そこで鉱害の多いところは第二会社に残して、鉱害の少ないところを売りに出してしまう。そうすると、大手なら大手で第一会社をつくると、大手は今度はその責任を免れるわけですね。これは連帯責任がありますけれども、もう大手の山を解いてしまって東京へ行ってしまったら、なかなか被害者はあとを追うことができない、こういうことになるわけです。こういう場合の処理方針ですね。鉱区の分割は、いま言ったような責任をのがれる一つの変形ですよ。第二会社に鉱害の多いところを残してしまう。そうしてできるだけそれを先に延ばすか、あるいは免れる方針をその間にゆっくり考える。いわばこれは少し悪質になるわけですが、そのものにしておいて、最終的に処理をする。その間はいま言つた基金から金を借りてあなたのほうがおやりな

さい、こういう形にしておいてもらわないと、これを三つも四つも大手が分割してしまって、そうして石炭の残ってるところを分割して、他の、滝井義高なら滝井義高という別の鉱業権者にやってしまうわけです。そうしてあと売りに出して、あなたのほうから交付金をもらう。今井さんが石炭局長の時代には、こういう形のものはやらないように指導します、こういう方針たったわけです。ところが最近新しく、第二会社方式というのが非常にはやってき始めたわけです。そうすると、今度は第二会社といふのが残るわけですから、そこで鉱害の多いところは第二会社に残して、鉱害の少ないところを売りに出してしまう。そうすると、大手なら大手で第一会社をつくると、大手は今度はその責任を免れるわけですね。これは連帯責任がありますけれども、もう大手の山を解いてしまって東京へ行ってしまったら、なかなか被害者はあとを追うことができない、こういうことになるわけです。こういう場合の処理方針ですね。鉱区の分割は、いま言ったような責任をのがれる一つの変形ですよ。第二会社に鉱害の多いところを残してしまう。そうしてできるだけそれを先に延ばすか、あるいは免れる方針をその間にゆっくり考える。いわばこれは少し悪質になるわけですが、そのものにしておいて、最終的に処理をする。その間はいま言つた基金から金を借りてあなたのほうがおやりな

さい、こういう形にしておいてもらわないと、これを三つも四つも大手が分割してしまって、そうして石炭の残ってるところを分割して、他の、滝井義高なら滝井義高という別の鉱業権者にやってしまうわけです。そうしてあと売りに出して、あなたのほうから交付金をもらう。今井さんが石炭局長の時代には、こういう形のものはやらないように指導します、こういう方針たったわけです。ところが最近新しく、第二会社方式というのが非常にはやってき始めたわけです。そうすると、今度は第二会社といふのが残るわけですから、そこで鉱害の多いところは第二会社に残して、鉱害の少ないところを売りに出してしまう。そうすると、大手なら大手で第一会社をつくると、大手は今度はその責任を免れるわけですね。これは連帯責任がありますけれども、もう大手の山を解いてしまって東京へ行ってしまったら、なかなか被害者はあとを追うことができない、こういうことになるわけです。こういう場合の処理方針ですね。鉱区の分割は、いま言ったような責任をのがれる一つの変形ですよ。第二会社に鉱害の多いところを残してしまう。そうしてできるだけそれを先に延ばすか、あるいは免れる方針をその間にゆっくり考える。いわばこれは少し悪質になるわけですが、そのものにしておいて、最終的に処理をする。その間はいま言つた基金から金を借りてあなたのほうがおやりな

さい、こういう形にしておいてもらわないと、これを三つも四つも大手が分割してしまって、そうして石炭の残ってるところを分割して、他の、滝井義高なら滝井義高という別の鉱業権者にやってしまうわけです。そうしてあと売りに出して、あなたのほうから交付金をもらう。今井さんが石炭局長の時代には、こういう形のものはやらないように指導します、こういう方針たったわけです。ところが最近新しく、第二会社方式というのが非常にはやってき始めたわけです。そうすると、今度は第二会社といふのが残るわけですから、そこで鉱害の多いところは第二会社に残して、鉱害の少ないところを売りに出してしまう。そうすると、大手なら大手で第一会社をつくると、大手は今度はその責任を免れるわけですね。これは連帯責任がありますけれども、もう大手の山を解いてしまって東京へ行ってしまったら、なかなか被害者はあとを追うことができない、こういうことになるわけです。こういう場合の処理方針ですね。鉱区の分割は、いま言ったような責任をのがれる一つの変形ですよ。第二会社に鉱害の多いところを残してしまう。そうしてできるだけそれを先に延ばすか、あるいは免れる方針をその間にゆっくり考える。いわばこれは少し悪質になるわけですが、そのものにしておいて、最終的に処理をする。その間はいま言つた基金から金を借りてあなたのほうがおやりな

さい、こういう形にしておいてもらわないと、これを三つも四つも大手が分割してしまって、そうして石炭の残ってるところを分割して、他の、滝井義高なら滝井義高という別の鉱業権者にやってしまうわけです。そうしてあと売りに出して、あなたのほうから交付金をもらう。今井さんが石炭局長の時代には、こういう形のものはやらないように指導します、こういう方針たったわけです。ところが最近新しく、第二会社方式というのが非常にはやってき始めたわけです。そうすると、今度は第二会社といふのが残るわけですから、そこで鉱害の多いところは第二会社に残して、鉱害の少ないところを売りに出してしまう。そうすると、大手なら大手で第一会社をつくると、大手は今度はその責任を免れるわけですね。これは連帯責任がありますけれども、もう大手の山を解いてしまって東京へ行てしまったら、なかなか被害者はあとを追うことができない、こういうことになるわけです。こういう場合の処理方針ですね。鉱区の分割は、いま言ったような責任をのがれる一つの変形ですよ。第二会社に鉱害の多いところを残してしまう。そうしてできるだけそれを先に延ばすか、あるいは免れる方針をその間にゆっくり考える。いわばこれは少し悪質になるわけですが、そのものにしておいて、最終的に処理をする。その間はいま言つた基金から金を借りてあなたのほうがおやりな

思います。ただ合法的に分割されてしまうとき、全部の買い上げができないということです。したがって、あの鉱害処理をどうするかという問題が残るわけなんですが、たとえばA鉱区とB鉱区に分割された場合に、A鉱区の交付決定とB鉱区の交付決定がわりあい近いという場合は、同一鉱業権者であるし、その交付金を一括して賠償処理計画を設定したらどうかという方針であります。それから第二会社の問題も、法律的に買わないというような根拠的なものはないのじやないか、おそらく話し合ひやないかというふうに思いました。それから第三点の、旧方式のほうによつたんじやないかという御意見なんですが、私は、連帯責任自体が非常に問題がある、事業団の立場からいえば、そう言えると思うのです。というのは、事業団はたしかに従来、鉱区買収は鉱業法上の連帯責任をとつた。しかし事業団の鉱区買収といつものは非常に制限されて、単に鉱区だけを保有しておるという鉱業権者にすぎない。一つの鉱害対策の面として处置していくという話であればわかるような気がするのですが、單に鉱業法上の原則で、連帯責任をとるのだということでは、そこに何らの対策がないのじやなかろうかというふうに私は思います。それから公共施設の問題です。これは現行法のたてまえが、当事者賠償主義をとつておるわけでありますね。

それですから加害者と被害者がそろって、鉱害じやない、あるいは賠償しないという契約があれば尊重せざるを得ないという、当事者賠償の原則から私がついて、あの鉱害処理をどうするかという問題が残るわけなんですが、たとえばA鉱区とB鉱区に分割された場合に、A鉱区の交付決定とB鉱区の交付決定がわりあい近いという場合は、同一鉱業権者であるし、その交付金を一括して賠償処理計画を設定したらどうかという方針であります。それから第二会社の問題も、法律的に買わないというような根拠的なものはないのじやないか、おそらく話し合ひやないかというふうに思いました。それから第三点の、旧方式のほうによつたんじやないかという御意見なんですが、私は、連帯責任自体が非常に問題がある、事業団の立場からいえば、そう言えると思うのです。というのは、事業団はたしかに従来、鉱区買収は鉱業法上の連帯責任をとつた。しかし事業団の鉱区買収といつものは非常に制限されて、単に鉱区だけを保有しておるという鉱業権者にすぎない。一つの鉱害対策の面として处置していくという話であればわかるような気がするのですが、單に鉱業法上の原則で、連帯責任をとるのだということでは、そこに何らの対策がないのじやなかろうかというふうに私は思います。それからもう一つは、前のほうでお尋ねをしておるのは、鉱害復旧の事務量が、無資力で肩がわりをされたと天日さんおっしゃつたけれども、それは、そこに何らの対策がないのじやなかろうかというふうに私は思います。それから公共施設の問題です。これは現行法のたてまえが、当事者賠償主義をとつておるわけでありますね。

○滝井委員 その場合に、あとでわかつてくるわけです。これは鉱害であった。たとえば浅所陥没なんか起きた場合、あなたのはうが責任をお持ちになるわけです。ところが町当局と鉱業権者とが契約を結ぶ場合に、列挙しています。何々小学校、何々橋、何々道、何々公民館、これだけが鉱害であって、これ以外は鉱害はありません、こういう契約を結んで、それによつてあなたのほうにそれが書類を鉱業権者が出しています。ところがずっと一年か二年してから、浅所陥没と同じように鉱害が起つてくる。その場合に一体その責任といつも、明瞭かに鉱害があるんだから合理的事業団にとってもらいたいといつても、事業団は、あのときの契約があるからだめです。こうなると、これはいつたいへんだ、こういうことなんですね。その場合は、鉱害があるということがつきりますれば、認めてもらわなければいけません。そういうことを言っておるわけです。

○天日参考人 先刻の私のことばが足りなかつた点もあると思うのですけれども、ただ私は、率直にこう感じます。いま先生のお話になりましたのは、合理化事業団は即国家のようなお考えに近いように思うのですけれども、合理化事業団はやはり資金的の制約がございまして、これはいつの時代か知りません。はばかりあると思いませんけれども、合理化事業団といふのは営利会社でなくて、性格上天下の公器のはずだと私は思つております。したがいましてここに、法律によつて、あるいは業務方法に従つて業務を進めてまいりまして、当然に負担すべきものが生じまして、その場合に生じたもしも赤字があつたといつましても、それをもつて合理化事業団の理事者責めるべきものではないのではないか。合理化事業団は国の代行機關がお尋ねをしておるのは、鉱害復旧の事務量が、無資力で肩がわりをされたと天日さんおっしゃつたけれども、それは、そこに何らの対策がないのじやなかろうかというふうに私は思います。それから公共施設の問題です。これは現行法のたてまえが、当事者賠償主義をとつておるわけでありますね。

○伊藤(卯)委員 天日さんにお伺いしますが、お尋ねをしておるのは、鉱害復旧の事務量が、無資力で肩がわりをされたとき最後に言われたこと、どうもちよと聞き捨てならぬことだと感じたことは、いまの状態であれば事業団は破綻せざるを得ない、こういうことをおっしゃつたが、なぜ破綻をせざるを得ないのか、どうすれば破綻しなくてください。それでこそ初めて責任が貫してとれるのであります。これが無資力にすると、いま言つた

それですから加害者と被害者がそろって、鉱害じやない、あるいは賠償しないという契約があれば尊重せざるを得ないという、当事者賠償の原則から私はついているというふうに理解しております。

○滝井委員 その場合に、あとでわかつてくるわけです。これは鉱害であった。たとえば浅所陥没なんか起きた場合、あなたのはうが責任をお持ちになるわけです。ところが町当局と鉱業権者とが契約を結ぶ場合に、列挙しています。何々小学校、何々橋、何々道、何々公民館、これだけが鉱害であって、これ以外は鉱害はありません、こういう契約を結んで、それによつてあなたのほうにそれが書類を鉱業権者が出しています。ところがずっと一年か二年してから、浅所陥没と同じように鉱害が起つてくる。その場合に一体その責任といつも、明瞭かに鉱害があるんだから合理的事業団にとってもらいたいといつても、事業団は、あのときの契約があるからだめです。こうなると、これはいつたいへんだ、こういうことなんですね。その場合は、鉱害があるということがつきりますれば、認めてもらわなければいけません。そういうことを言っておるわけです。

○佐藤参考人 先ほどの滝井先生の問題ですが、契約当時に鉱害原因があつて、いろいろ滝井さんの御指摘のようないくつかの付隨的な問題は、何とかして解消したいと思っておるわけです。

○天日参考人 お答え申し上げます。端的に申し上げますと、破綻する手になつてくるわけですから、違つていいとも、連帶責任のはうが、佐藤さんはほんにいけば全部問題が片づく。しかしそれだけ佐藤さんとしてはめんどうくさくなるけれども、その分は人數をふやしてこれに当たつてもらつたらしい。だから鉱業権者は、無資力といふ形じゃなくて、厳然と、鉱業権者に問題がある、事業団の立場からいえば、そう言えると思うのです。というのは、事業団はたしかに従来、鉱区買収は鉱業法上の連帯責任をとつた。しかし事業団の鉱区買収といつものは非常に制限されて、単に鉱区だけを保有しておるという鉱業権者にすぎない。一つの鉱害対策の面として处置していくという話であればわかるような気がするのですが、單に鉱業法上の原則で、連帯責任をとるのだということでは、そこに何らの対策がないのじやなかろうかというふうに私は思います。それから公共施設の問題です。これは現行法のたてまえが、当事者賠償主義をとつておるわけでありますね。

○伊藤(卯)委員 天日さんにお伺いしますが、お尋ねをしておるのは、鉱害復旧の事務量が、無資力で肩がわりをされたとき最後に言われたこと、どうもちよと聞き捨てならぬことだと感じたことは、いまの状態であれば事業団は破綻せざるを得ない、こういうことをおっしゃつたが、なぜ破綻をせざるを得ないのか、どうすれば破綻しなくてください。それでこそ初めて責任が貫してとれるのであります。これが無資力にすると、いま言つた

のが申し上げた趣旨であります。

しかばにしたならばそれが免

れるかということは、いま申し上げた

中に当然含まれておるわけであります

けれども、現在の置かれた条件を直さ

れて、たとえば事務経費の補助率が引

き上げになつて、赤字を来たさないよ

うになれば、破綻はいたしません。で

すからバランスがとれれば破産いたさ

ないということはきわめて簡単なこと

のであります。この補助率の引き

上げといふことはいろいろな点で、要

望いたしておりますけれども、困難な

点があると思います。一つこういう点

を実は考えておるのであります。それ

は無権者鉱害は今後ふえても減りっこ

ないといたしますと、たとえば来年七

億予想いたしましても、諸先生の間

ではそんなことで足りるか、もつと早

く片づけいとおっしゃれば、十億も十

五億も用意しなければならぬといふこ

となる。そうなると、いまここでそ

ろばんをはじきますと、予想に属する

部分が多くございますから、それを避け

るために、無権者鉱害の復旧処理の

費用として払うべきものは、事業団の

中に区分計算をいたしまして、それか

ら減ることもなし、補うこともないと

いうとんとんバランス方式をもしとつ

ていただければ、独立会計と言ふと非

常にきらわれますから、いま申し上げ

ますように、事業団の中でその部分だ

けを別に計算して、よくある例であり

ますけれども、それがとんとんになる

ようになれば、破綻に瀕するなんとい

うことばは喜んで撤去いたしたいと思つております。

○伊藤(卯)委員 あなたのいろいろい

まで国会側に出された書類もありま

すし、それから長々とあなたの能弁を

伺つておつたんだが、いまあなたが最

後に言われたその一番大事な点を、あ

なたが今まで出された書類なり、い

ことを今度ひとつ入れて、それだけで

書いてないが、その一番大事なことを

何で忘れておるのですか。一番大事な

ことを今まで言われたうちに、しぶつた点を

書いてないから、今後この点でこうして

くれれば、復旧事業団の計画は、ある

いは無権者無資格者鉱害がこれだけ

あえていつても、これを何年計画で必

ず完全に完成させることができるとい

うようなこと等を、しろうとわかりの

速記に残りますからよろしいが、そ

ういうことをはつきり出してくださ

い。

○天日参考人 ちょっと伊藤さんに申

し上げておきますが、これは実は差し

上げた最後のページの十行ばかりのと

ころがさわりでありますけれども、さ

わりを初めから出してしまふとあとが

いけませんので、これは戦術戦略と

言つては恐縮ですが、質問をいたぐ

る。

○伊藤(卯)委員 天日さんのその点

は、いま私が言つたことをひとつ十分

含んで、今後事業団の目的完遂のため

しておきます。

それから佐藤さん、小さいことがも

しらぬが二、三點ちょっと伺いたいの

は、あなたのほうで買取られた炭鉱

が安いというのか、あるいは未払い賃

金がたまり過ぎておつたというのか、

借錢が多かつたというのか、それはそ

れぞれの炭鉱によって違うだろうが、

とにかく山は合理化によつて買取ら

れた。それで今度は鉱害復旧の資金は

これだけ納入さしたいと思うが、なか

なかそうはいかぬ、あるいは半分もな

い、あるいはもつとないというのは、

結局無権者というか無資格者鉱害とい

うことになるんですが、その辺の点

が、今度また天日さんのほうで受け取

る場合になかなか容易でないといふ問題

が一つあるのですね。そういつたよ

うな取れない鉱害額というものが、総額どのくらいあるかということが一

つ。

それからもう一つは、たとえば山を

合理化にかけて買い取つてもらいたい

い。ところが、鉱害復旧のそういう納

付金をしておらない。納付金をしてお

らぬものは、それを納めなければ買取つややれぬ。それなら抵当物件が

は、たとえば一億円で買取つた。借

金が十億円ある。この問題でいろいろ

横やりが入つてくるために、労働者へ

の未払い賃金、退職金というのがやれ

ういうことを天日さんや合理化事業団

では話し合いをされたのですか。

○天日参考人 いま伊藤先生から御指

摘の点につきましては、不十分かもし

れませんけれども、従来も、たとえば

買い上げ炭鉱についての鉱害復旧問題

は、合理化事業団と私のほうと話し合

いをいたしてまいる方式をとつております。たとえば一つの例として、合理

化事業団が買取られた炭鉱におき

まして、臨鉱法による復旧を希望する

という申し出が被害者の間からありました。現地におきましては、両事業団の

間におきまして、事務連絡、打ち合

せを相当やつておるわけであります。

まあ話しましたような鉱害の問題で當

然なにしてくれ、それから天日さんの

ところで復旧事業を当然やられる、そ

れらが関連して産炭地振興の事業とも

非常につながるわけであります。その

辺について石炭局あたりから、あるい

いは合理化事業団、鉱害復旧事業団、あ

るいは産炭地振興事業団、そういうと

うか。やられてなかつたとするなら

ば、ちょうど石炭局長がおられるが、

石炭局長などが主力となつてそういう

ものをつくりして、三位一体になつて

その解決をされるということが非常に

大事じゃないか。私はこう思うが、そ

ういうことを天日さんや合理化事業団

では話し合いをされたのですか。

○天日参考人 いま伊藤先生から御指

摘の点につきましては、不十分かもし

れませんけれども、従来も、たとえば

買い上げ炭鉱についての鉱害復旧問題

は、合理化事業団と私のほうと話し合

いをいたしてまいる方式をとつております。たとえば一つの例として、合理

化事業団が買取られた炭鉱におき

まして、臨鉱法による復旧を希望する

という申し出が被害者の間からありました。現地におきましては、両事業団の

間におきまして、事務連絡、打ち合

せを相当やつておるわけであります。

まあ話しましたような鉱害の問題で當

然なにしてくれ、それから天日さんの

ところで復旧事業を当然やられる、そ

れらが関連して産炭地振興の事業とも

非常につながるわけであります。その

辺について石炭局あたりから、あるい

ますね。いま九大におきまして、ボ

タを水田に入れるということを試験さ

れております。ただその場合、生ボタ

は、たとえば石炭局あたりから、あるい

いは合理化事業団、鉱害復旧事業団、あるいは産炭地振興事業団、そういうと

うか。いろいろ耕作条件がございまして、

のありますね。それからいま一つ

問題を解決する一つになる、そう思つ

うところばかりこれが當面するこの重大な

達成する、これが當面するこの重大な

成されて話合いをやられておるかど

す。

○石川参考人 私は三村さんと少し意見が違いまして、いまの仲介案に拘束力とかそういうものを持たしたときに、は、とんでもないものができます。たつた一ぺん現地調査に行きましたが、あれは鉱害だといって額を決定する。そんなことよりも——私はむしろいまの状態でいいんだ。しかし、その裏づけを考えなければなりません。一ぺん出ますと、そのうしろはどうなっているかというと、事業団の関係、あるいは個人の関係、この資金面を考えなければなりませんが、これは全くゼロですね。私は七十にもなりますから、もうすぐ死ぬのですが、いままでうちを言つて、被害者のほうに、あれはこういふうなものだ、鉱害的にはこうだ、科学的にはこうだというようないふくをもつと早く工事に着手しなければならないためには、補助金が下がるのを待たずに工事に着手しなければならぬ。しかばね補助金が早く下がる手続をとつたらいいじゃないか、おまえたが怠慢じやないかと言われますと、ほんとうの現実を暴露してくれありませんが、実施計画の認可までに要した日数等も私は調べたものを持っておりませんが、認可が必ずしも一週間や十日でおりないのが現実の姿であります。そ

こで基金は、大蔵省から融資ワクを認められることとなりましたので、基金のほうで貸していただいたて、その基金から鉱害復旧事業団に一時の工事資金を貸すこととなりました。特に無権者鉱害の復旧の促進に資したい考え方であります。先生が御懸念になつておるようになりますが、民間会社にくまなく金を横取りすると、非常に苦痛に当たつたお尋ねであります。しかばね補助金が下がらお返しする、善意に出ておることでありますから、その点はどうぞ……。

○細谷委員 きわめて事務的な質問と、それから資料をお願いしたいと思います。第一は、天日さんですか、きょううのです。ただいた資料の四ページ、貸し出しの条件、二年据え置きで三年償還とあるが、利子はどのくらいですか。

それから、鉱害のほうの六ページの表があります。年度、全事業量、無資力復旧工事、割合とあって、四十三年になりますとの割合が五三・一%に取つたあとの一月から三月までの短期間ではすこぶる完了が困難なので、できるものならば春工事でも、あるいは夏工事でもいたしたいのです。そこで、どうしてこういう数字になつたのか、あるいはこれは私の思い違いかもしませんが、その点を伺いたい。それからお願いしたい資料は、天日さんにお願いしたいのです。先ほど伊藤先生が質問いたしました法定支払い義務が追加された、そういうことなりますが、これは天日さんにお願いしたいのです。細目について申し上げます。積み立て金につきましては、細目について申し上げますと、取り戻した供託金はもとの法律そのままに二分四厘かの利息がつくといふことになつております。

それからもう一点、資料の点でありますけれども、それは便宜三十九年、四十二年、四十五年と、概観するためのままで二分四厘かの利息がつくといふことになつております。

○中村委員長 この際、参考人各位に一言ございさつを申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。なお、天日光一君及び佐藤京三君の両参考人には、御多用中まことに恐縮でございますが、明十二日も参考人として、午前十時三十分に御出席いただきたくと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○柴田課長 お尋ねの資本の貸付税がこうなるから純負担はこうだということとばだけ聞きましたが、これだけではちょっとと判断に困る。もつと

われわれが的確に判断できる資料をひとつ、四点ばかりあげられております

が、それについてぜひ詳細な資料を出しています。ただただ聞きましたが、これが資料を持つておるわけございま

す。

昭和三十九年三月十六日印刷

昭和三十九年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局